

## 5. 木造住宅・建築物の振興

## 5. 木造住宅・建築物の振興

### (1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

- ・国産木材活用住宅ラベル
- ・和の住まいの推進
- ・気候風土適応住宅
- ・大工技能者等の担い手確保・育成

### (2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

- ・優良木造建築物等整備推進事業
- ・都市木造建築物設計支援事業

## (1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

# 国産木材活用住宅ラベル

- 国産木材を多く活用する住宅について、その旨を分かりやすく表示する仕組みを構築。
- 消費者の選択を促し国産木材活用の一層の促進を図る。
- 本ラベルは、住宅そのものへの表示に加え、消費者の目に留まるよう各社の**住宅カタログ**や**WEBページ**に表示されることを想定。

—主な表示項目—

### ①キャッチフレーズ

国産木材・地域産木材を多く活用している住宅である旨を表示(一定以上使用している場合に限る)。

### ②国産木材活用レベル

国産材使用量に応じて3段階で表示。

- ★☆☆：国産木材使用割合が**3割以上5割未満**相当
- ★★☆：〃 **5割以上7割未満**相当
- ★★★：〃 **7割以上**相当

### ③スギの使用量

分かりやすいよう本数換算して表示。

※その他、住宅の炭素貯蔵量等を表示可能。

国産木材活用住宅ラベル 表示の一例

国産木材活用住宅ラベル



カーボンニュートラルや花粉症対策に貢献しています。

〇〇産材の家

国産木材活用レベル	スギの使用量
Level 3	約90本分

表示年月日：2024.〇.〇 住宅生産者名：〇〇工務店

国産木材活用住宅ラベル協議会より

## (1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

# 和の住まいの推進

### 1. 趣旨

日本の地域の気候・風土・文化に根ざした住まいづくりや住まい方を含めた日本の住文化の良さの再発見・普及に向けた「和の住まい」を推進する。



#### (住まいの要素)

瓦屋根、深い軒、板壁、漆喰壁、高窓・天窓、すだれ・よしず、格子、雨戸、襖・引戸、欄間、障子、続き間、縁側、玄関、吹抜け、畳、板の間、土間、真壁、大黒柱、床の間、囲炉裏、土壁、濡れ縁、坪庭、植栽、前庭・・・  
卓袱台、炬燵、七輪、布団、座布団、蚊帳、行水、打ち水、着物、羽織、袴、下駄、草履、湯たんぽ、風呂敷、団扇・・・

### 2. 推進体制 (和の住まい推進関係省庁連絡会議)

文化庁、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、観光庁により構成

### 3. 主な活動

#### (1) 各界有識者の声を盛り込んだ手引き書等のとりまとめ

○日本の伝統的な住まいの中にある「生活のシーン」と「住まいの要素」別の「日本の住まいの知恵」を整理した手引き書「和の住まいのすすめ」(日本語版、英訳版)をとりまとめ。

○関係省庁による「和の住まい推進関連施策」をとりまとめ。

→ 国土交通省HPに公開

#### (2) 普及活動の展開

和の住まいに関するリレーシンポジウムの実施等により推進。(延べ63カ所)

平成25年度：新潟県、愛知県、山口県、熊本県

平成26年度：宮城県、千葉県、富山県、大阪府、岡山県、高知県、鹿児島県

平成27年度：福島県、徳島県、岐阜県

平成28年度：岩手県、鳥取県、岐阜県、京都府

平成29年度：京都府、岐阜県、長野県、石川県

平成30年度：栃木県、埼玉県、長野県、岐阜県、京都府、鳥取県、岡山県

令和元年度：宮城県、栃木県、群馬県、鳥取県、岡山県、鹿児島県

令和2年度：山形県、静岡県、京都府、鳥取県、広島県、山口県

令和3年度：北海道、秋田県、東京都、神奈川県、福井県、島根県、宮崎県

令和4年度：茨城県、山梨県、兵庫県、三重県、山口県、福岡県、長崎県、沖縄県

令和5年度：青森県、滋賀県、奈良県、広島県、愛媛県、佐賀県、大分県

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

現行の国が定める気候風土適応住宅の基準

- 地域の気候及び風土に応じた住宅(「気候風土適応住宅」)に係る省エネ基準では、外皮基準が適用除外とされている。
  - 気候風土適応住宅の基準は国の告示で一般的な仕様※が規定されているほか、地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて所管行政庁が独自基準を定めることが可能。
- ※ 真壁造の土塗壁や落とし込み板壁等

〈令和元年国交省告示第786号第1項第1号における仕様の例示〉

- 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
  - イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
  - ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
  - ハ 次の(1)及び(2)に該当すること
    - 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
      - (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること
      - (ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
      - (iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
    - 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
      - (i) 屋根が化粧野地天井であること
      - (ii) 床が板張りであること
      - (iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地天井

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

気候風土適応住宅の取扱いについて① (2025年4月以降を予定)

- 気候風土適応住宅については、外皮性能基準は適用除外となります。一次エネルギー消費量基準への適合を標準計算により評価する場合は、外皮性能が省エネ基準相当となります。
- 省エネ適判等の申請に活用するためのチェックリストを今後作成予定です。

〈気候風土適応住宅の評価方法〉

2025年3月31日まで(現行)

	外皮性能	一次エネルギー消費性能
仕様基準	適用除外	仕様基準に適合すること
標準計算	適用除外	性能基準に適合すること ・設計一次エネルギー消費量 外皮: 当該住宅の外皮性能 設備: 当該住宅の設備仕様  ・基準一次エネルギー消費量 外皮: 標準の外皮性能 or 標準の外皮性能 設備: 標準の設備仕様

2025年4月1日から(予定)

	外皮性能	一次エネルギー消費性能
仕様基準	適用除外	仕様基準に適合すること
標準計算	適用除外	性能基準に適合すること ・設計一次エネルギー消費量 外皮: <b>標準の外皮性能</b> 設備: 当該住宅の設備仕様  ・基準一次エネルギー消費量 外皮: <b>標準の外皮性能</b> 設備: 標準の設備仕様

〈気候風土適応住宅の申請〉

・申請時に添付するチェックリスト案

令和7年4月1日より運用

気候風土適応住宅チェックリスト(案)

チェック項目(告示第1項第1号に係る基準)	チェック
次のイからハまでのいずれかに該当するものであること	
イ 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>
ロ 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
ハ 屋根が茅葺であること	<input type="checkbox"/>
二 次の(1)及び(2)に該当すること	
(1) (i) 片面を真壁造とした土塗壁であること	<input type="checkbox"/>
(ii) 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
(iii) 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること	<input type="checkbox"/>
(2) (i) 屋根が以下のいずれかの構造であること	
①化粧野地天井	<input type="checkbox"/>
②面戸板張り	<input type="checkbox"/>
③せがいで張り	<input type="checkbox"/>
(ii) 床が板張りであること	<input type="checkbox"/>
(iii) 窓の過半が地場製作の木製建具であること	<input type="checkbox"/>

※ 当該チェックリストは、告示第1項第1号に定める基準への適合の確認に活用できます。告示第1項第2号に基づき、所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、申請に附する要件のみでは、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、必要な要件を付加したものを別に定めている場合や、告示第2項に基づき、所管行政庁が、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、申請を毎に認める要件では、地域の気候及び風土に応じた住宅であると認められない場合において、当該要件と同等であると認められるものを別に定めている場合は、当該チェックリストは活用できません。

※ チェック項目の用語の解説等は、一般社団法人日本サステナブル建築協会が発行する「『気候風土適応住宅』の解説」を参照してください。

申請者氏名(確認申請書と同一の申請者氏名)  
 設計者氏名(確認申請書と同一の設計者氏名)  
 所管行政庁又は登録建築師エネルギー消費量性能判定機関名(省エネ適判を実施した機関が記)

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

気候風土適応住宅の取扱いについて② (2025年4月以降を予定)

- 気候風土適応住宅に係る国が定める要件を追加予定です。  
(茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造り、石場建て)

○気候風土適応住宅に係る国が定める要件に追加する要素 (案)

**茅葺き屋根**  
化粧野地板天井

**土塗壁**  
落とし込み板壁

**せがい造り**  
面戸板現し

**石場建て**  
地場製作の木製建具

**床板張り**

**現行項目**

- 土塗壁
- 落とし込み板壁
- 床板張り
- 化粧野地板天井
- 地場製作の木製建具

**追加項目**

- 茅葺き屋根
- 面戸板現し
- せがい造り
- 石場建て  
※床板張りの場合に限る

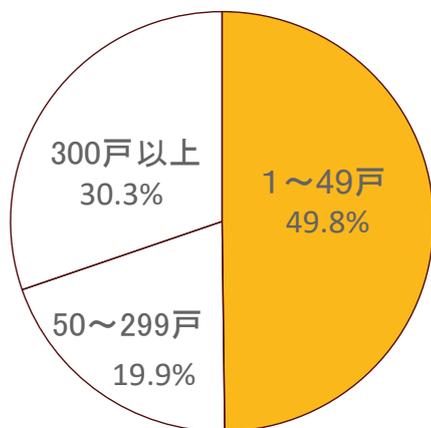
参照:「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

木造戸建住宅の約5割は中小の大工・工務店が供給

- 年間受注戸数が50戸未満の大工・工務店が木造戸建住宅の約5割を供給

戸建住宅供給の大工・工務店における  
年間受注戸数別シェア【平成25年度】



木造住宅供給戸数262千戸のうち  
中小大工・工務店による  
木造住宅供給戸数が131千戸

【参考】内訳

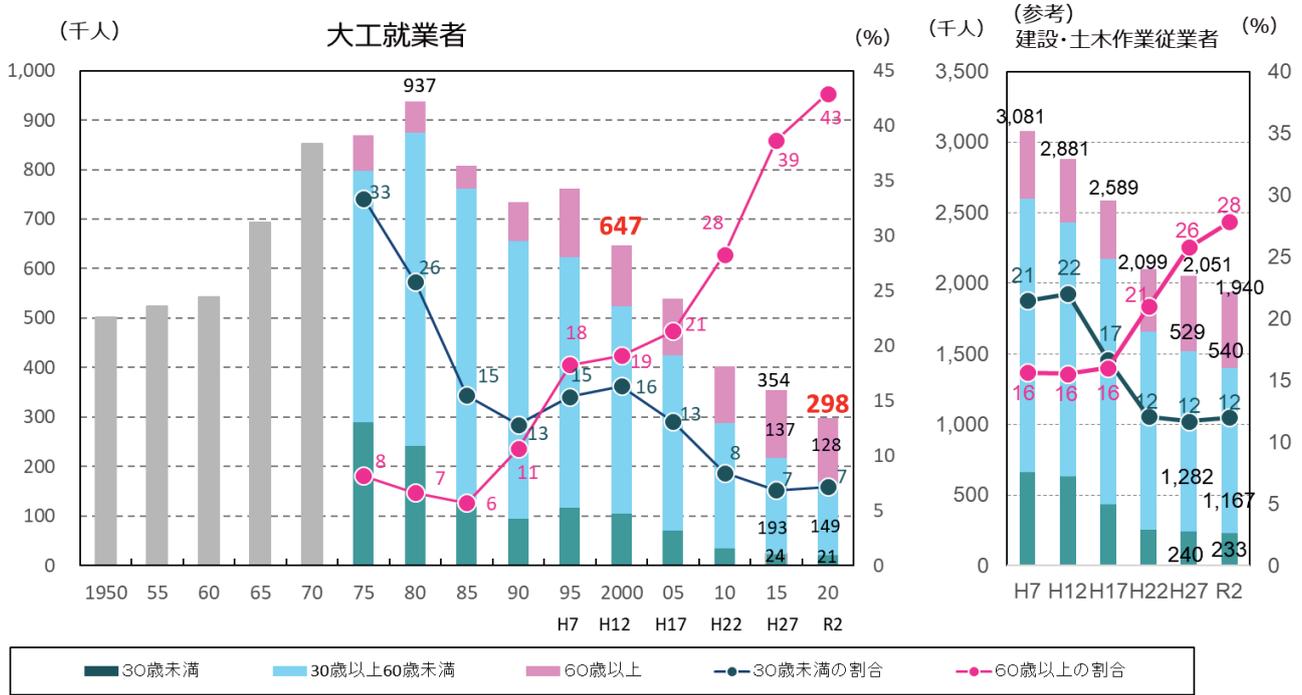
	1～49戸	50～299戸	300戸以上	(中小大工・工務店による木造住宅供給戸数)/(木造住宅供給戸数)
在来木造	53.3%	19.9%	26.7%	119千戸/224千戸
2×4	34.5%	23.2%	42.4%	10千戸/30千戸
プレハブ	1.4%	4.8%	93.8%	0.1千戸/7千戸
その他	67.5%	30.3%	2.2%	0.4千戸/0.6千戸

注:平成25年度の瑕疵担保履行法に基づく届出、住宅瑕疵担保責任保険の加入実績及び各社の公表資料(請負のみ)、住宅着工統計等による(一部推計を含む)。

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

# 大工就業者数の減少と高齢化

○ 木造住宅の担い手である大工就業者数は、令和2年に約30万人と、20年間で半減。  
 人数の減少率と高齢化（60歳以上の比率）は、建設業従業者(全体)に比べて大きい。



(総務省「国勢調査」)

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

# 大工技能者等の担い手確保等に向けた取組

木造住宅の担い手である大工技能者の減少・高齢化が進む中、木造住宅の生産体制の整備を図るため、住宅現場における働き方改革への対応や大工技能者の実態調査を踏まえた担い手確保等に向けた方策について検討するとともに、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組を支援する。

有識者、建築大工関係団体等により構成する「建築大工技能者等検討会」による検討。

【令和4年度の取組】

- ・ ウェブサイト構築に向けた、コンセプトやコンテンツの検討
- ・ インボイス制度や働き方改革への対応、事業承継などについての実態調査
- ・ 教育機関、新人大工及び雇用工務店の就職に関する調査
- ・ インボイス制度周知のため、一人親向け、元請向けのパンフレット作成

【令和5年度の取組】

- ・ 新規入職者を増やすため、業界外の求職者へのPR活動を実施することを目的としたウェブサイト構築。具体的には、構成団体の若手によるWGを設置し、大工の仕事の内容や魅力等が伝わるコンテンツの作成・公開を進める。
- ・ 教育機関、新人大工及び雇用工務店へのアンケート調査を、規模を拡大して実施。
- ・ 地域における若年技能者等のネットワーク作りとして、交流会を開催。



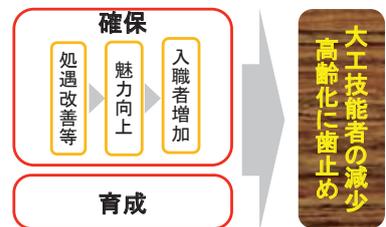
- 委員**
- 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 蛭澤 宏剛 <座長>
  - (一社)日本木造住宅産業協会
  - (一社)日本ツーバイフォー建築協会
  - (一社)JBN・全国工務店協会
  - (一社)全国住宅産業地域活性化協議会
  - 全国建設労働組合総連合 <事務局>
  - (一社)プレハブ建築協会
  - (一社)日本ログハウス協会
  - (一社)愛知県建設団体連合会

- オブザーバー**
- (一社)住宅生産団体連合会
  - 国土交通省 住宅局住宅生産課木造住宅振興室

民間団体等が実施する、大工技能者等の確保・育成の取組を支援。

【補助対象】

- (1) 育成  
大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等の技能習得に係る研修
- (2) 確保  
将来世代の確保(処遇改善、DX推進による労働環境向上等)に向けた取組



(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

令和5年度「大工技能者等の担い手確保・育成事業」実施団体における提案概要（育成の取組内容）

○ 15団体が行う大工技能者の技能向上のための研修活動や大工技能者が能力・経験に応じた処遇を受けられる環境整備の取組等に対する支援を実施。  
 （実施予定：研修1,308回（座学668回+実技640回）、育成人数1,314人）。

No.	事業者	事業名	取組分類 <sup>※1</sup>		実施地域	研修回数		育成人数
			育成	確保		座学	実技	
1	全国建設労働組合総連合	建築大工の担い手確保・育成支援等事業	○	○	全国 (15地域)	56回	111回 (長期訓練・集中訓練) 280回 (長期訓練・分散訓練) 5~15回 (短期訓練)	135人
2	(一社) JBN・全国工務店協会	地域工務店の大工育成（プレカット型・手刻み型）	○		全国 (17地域)	51回	196回	136人
3	(一財) 住宅産業研修財団	大工志塾	○		全国 (6地域)	390回	13泊14日×1回 (修了制作) 2泊3日×1回 (課題演習) 6泊7日×1回 (樺間木) 6泊7日×1回 (平均配・返し勾配)	86人
4	(一社) 全国木造建設事業協会	災害時における応急仮設木造住宅建設及び応急修理対応のための大工育成研修	○		全国 (15地域)	9回	56回	180人
5	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	地域の建材店を中心とした地域の会大工担い手育成事業	○		全国 (14地域)	112回	154回	280人
6	(一社) 全国古民家再生協会	伝統技術を活かした大工技能者の育成プログラム	○	○	全国 (7地域)	14回	14回	70人
7	(一社) 日本CLT協会	CLT建築物の大工技能者等の担い手育成事業	○		全国 (2地域)	2回	2回	40人
						小計634回	小計552回 <sup>※2</sup>	小計927人

※1【育成】…大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等に係る研修  
 【確保】…育成に付随して実施する将来世代の確保（処遇改善等）に向けた取組  
 ※2 分散訓練（OJT）の日数は含めていない。

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

令和5年度「大工技能者等の担い手確保・育成事業」実施団体における提案概要（育成の取組内容）

No.	事業者	事業名	取組分類 <sup>※1</sup>		実施地域	研修回数		育成人数
			育成	確保		座学	実技	
8	(一社) 北海道ビルダース協会	北海道の工務店ネットワークによる大工育成	○	○	北海道	5回	6回	146人
9	(一社) 東北建設技能協会	被災地宮城における大工技能者担い手育成・確保	○	○	宮城県	1回	19回	20人
10	(一社) 福島県工務店協会	地域工務店が取組む働き方改革及び『大工育成規矩術研修』	○	○	福島県	2回	15回	20人
11	(一社) 東京大工塾	一般社団法人「東京大工塾」会員工務店の社員大工への大工育成プログラム	○		東京都	6回	144日×10人 (分散訓練) 5回 (その他)	43人
12	(一社) にいがた木造建築協会	新潟の大工職人、技術伝承育成事業	○		新潟県	2回	6回	20人
13	(一社) 富士山木造住宅協会	静岡大工育成PROJECT2023	○		静岡県	12回	12回	20人
14	愛知県建設団体協議会	地域ネットワークによる大工技能者確保・育成事業	○		愛知県	5回	25回	18人
15	(一社) 全国中小建築工匠連合会	循環型住宅に向けた匠の目と技術知識育成事業	○		栃木県	1回	-	100人 (うちオンライン60人)
						小計34回	小計88回 <sup>※2</sup>	小計387人

※1【育成】…大工技能者等を対象とした木造住宅の新築・リフォーム等に係る研修  
 【確保】…育成に付随して実施する将来世代の確保（処遇改善等）に向けた取組  
 ※2 分散訓練（OJT）の日数は含めていない。

(1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

令和5年度「大工技能者等の担い手確保・育成事業」実施団体における提案概要（確保の取組内容）

No	事業者	実施概要（確保の取組内容）
1	全国建設労働組合総連合	(1) 高校生等を対象にしたキャリア教育 (工業高校等で建て方等の実習及び建設業界で取り組まれている担い手確保・育成等の取組の説明) (2) 住宅建築現場における就業履歴蓄積モデル事業 (CCUS就業履歴登録の現場運用の実施)
2	(一社) 全国古民家再生協会	(1) 若年入職者確保のための広報活動 (3Dスキャナを利用して古民家を可視化する等、伝統的工法の魅力を伝える) (2) 社員大工確保のための社内教育や待遇改善に対する支援 (これまで長きにわたり社員大工を確保してきた会員企業の協力のもと、社員大工の必要性を学ぶ動画を制作・配信)
3	(一社) 北海道ビルダーズ協会	(1) 工務店経営者向け研修会 (入職活動周知支援「ガイドブック研修会」、職場環境改善「DXを活用した働き方改革研修会」) (2) 若手入職者向け研修会 (「職業説明会」、「社会見学研修会」) (3) 未来の担い手向けの広報 (魅力ある建築大工の動画とチラシ作成)
4	(一社) 東北建設技能協会	(1) 建築業界への就業を希望する学生に対する「建築大工技能士3級」程度の技能習得支援 (建築大工技能士3級の実技課題を指導) (2) 工務店経営者を対象とした処遇改善方法について (社労士を招いた福利厚生、処遇改善に係るセミナーや行政書士を招いたCCUSに係るセミナーを実施)
5	(一社) 福島県工務店協会	(1) 若年入職者確保のための就業規則や広報活動、社員大工確保のための社内教育や待遇改善 (職場環境改善研修会の実施)

## 5. 木造住宅・建築物の振興

### (1) 良質な木造住宅の供給促進に向けた取組み

- ・国産木材活用住宅ラベル
- ・和の住まいの推進
- ・気候風土適応住宅
- ・大工技能者等の担い手確保・育成

### (2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

- ・優良木造建築物等整備推進事業
- ・都市木造建築物設計支援事業

(2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

# 住宅・建築物における木材利用の意義

## 木材利用の意義

○住宅・建築物における木材利用には、次の3つの意義がある。

- ①森林による二酸化炭素の吸収作用の保全と強化
- ②二酸化炭素の排出の抑制等
- ③山村その他の地域経済の活性化

※都市(まち)の木造化推進法(脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律) §3基本理念より

○の中で、上記の意義等を踏まえ、建築物の木材利用促進に係る次の法律が近年改正。

- ・都市(まち)の木造化推進法(R3年度改正)  
→法律の対象が公共建築物から建築物一般に拡大。
- ・建築物省エネ法及び建築基準法(R4年度改正)  
→木材利用促進のために防耐火規制を合理化。

「伐って、使って、植える」森林資源の循環利用のイメージ



林野庁作成

## 施策の方向性

○住生活基本計画(R3.3.18閣議決定)における基本的な施策。

- ・炭素貯蔵効果の高い木造住宅等の普及や、CLT(直行集成板)等を活用した中高層住宅等の木造化等により、**まちにおける炭素の貯蔵の促進**
- ・地域の住まいを支える大工技能者等の担い手の確保・育成を、職業能力開発等とも連携しつつ進めるとともに、**地域材の活用や伝統的な建築技術の継承、和の住まいを推進**
- ・CLT等の新たな部材を活用した工法等や中高層住宅等の新たな分野における**木造技術の普及**とこれからの担う**設計者の育成**等

住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時のCO2排出量

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	6 炭素トン	1.5 炭素トン	1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	5.1 炭素トン	14.7 炭素トン	21.8 炭素トン

出展: 大熊幹章(2003)地球環境保全と木材利用、全国林業改良普及協会:54、岡崎泰男、大熊幹章(1998)木材工業、Vol.53-No.4:161-163

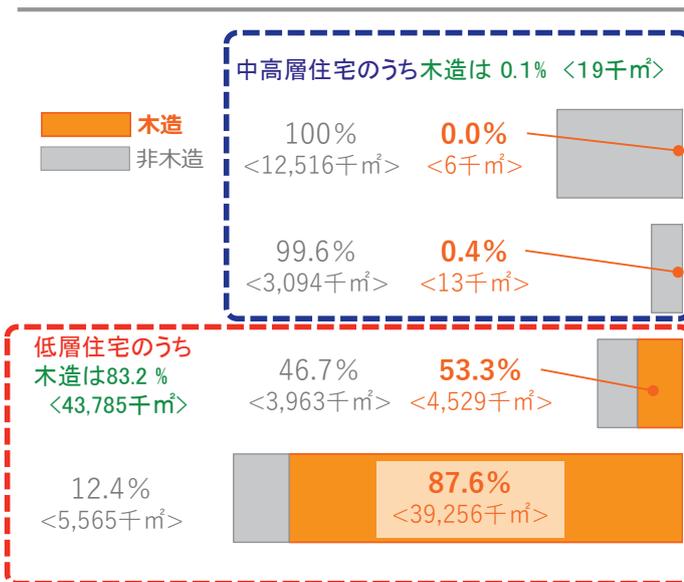
## 関連する目標

- ・地球温暖化対策計画(R3.10.22閣議決定):2030年度 森林吸収量目標\_約3,800万t-CO2 うち伐採木材製品(HWP)による炭素固定\_約680万t-CO2
- ・森林・林業基本計画(R3.6.15閣議決定) :2030年度 建築用材等の木材利用量目標 26百万㎡

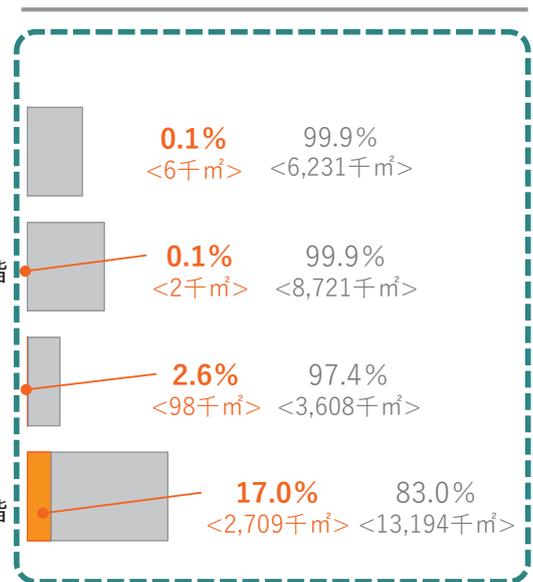
(2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

# 現在の木造化の状況

## 住宅



## 非住宅



※住宅には「居住専用建築物」「居住専用準住宅」「居住産業併用建築物」を含む。

(R4年度「建築着工統計」)

## (2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

# 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 概要

○公布日：令和3年6月18日 ○施行日：令和3年10月1日

- 戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、木材需要の約4割を占める建築物における国産材の利用促進施策が重要。
- 木造率が低く、潜在的な需要が期待できる公共建築物において、国や地方公共団体が率先して木材利用に取り組むことが重要との考えから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を平成22年に施行。
- 耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性が拡大したことを踏まえ、制定から10年後の令和3年に、**民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正を施行**。

※主な改正内容：目的に脱炭素社会の実現に資することの明記、国・地方公共団体と民間事業者等との間での建築物木材利用促進協定制度の導入

### 総則

#### (1) 目的

(第1条)

- 林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図る
- 森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与する
- 脱炭素社会の実現に資する**

#### (2) 基本理念

(第3条)

- 木材利用の促進は、以下を旨として行う
  - ・ **森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を十分図ること**
  - ・ **二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減を図ること**
  - ・ **山村その他の地域の経済の活性化に資すること**

#### (3) 国の責務

(第4条)

- 国は、**木材利用促進のために必要な措置を講じる**よう努める

### 建築物における木材の利用の促進に関する施策

#### (1) 基本方針

(第10条)

- 木材利用促進本部は**、建築物における木材の利用の促進に関する**基本方針を定める**

#### (2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等

(第13条)

- 国・地方公共団体は、木造建築物の設計・施工に係る**先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等の措置を講ずる**よう努める

#### (3) 建築物木材利用促進協定

(第15条)

合計94件(国:15件、地方公共団体:79件)  
※令和5年11月9日時点

- 国・地方公共団体は、**情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定(=建築物木材利用促進協定)を締結できる**
- 国は、木材の利用による環境の保全への寄与の程度の評価の実施・公表、**必要な財政上の配慮その他の必要な支援を行う**

### 木材利用促進本部 (第25条～第30条)

- 農林水産省に**木材利用促進本部を設置**する  
(本部長：農林水産大臣、本部長員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 本部は、**基本方針の策定・実施の推進**、その他**木材利用の促進に関する施策の実施の推進**等の事務を行う

125

## (2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

# 優良木造建築物等整備推進事業

令和6年度予算案：447.10億円の内数

カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅の普及に資する優良なプロジェクトに対して支援を行う。カーボンニュートラルに資する事業に重点化するため要件を追加する。

※下線は令和6年度予算における見直し事項

### ● 補助対象事業者

民間事業者等

### ● 補助額

- 【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内
  - 【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内  
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の10%)
- ※補助額の上限は合計3億円

### ● 補助要件

下記の要件を満たす木造建築物

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用するもの
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるもの
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途のもの
- ④ 多数の利用者等に対する木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされるもの
- ⑤ 省エネ基準に適合するもの(公的主体が事業者の場合は、ZEH・ZEBの要件を満たすもの)
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの 等



【補助対象のイメージ】中層の木造建築物(事務所)

126

(2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

都市木造建築物設計支援事業

令和6年度予算案：447.10億円の内訳

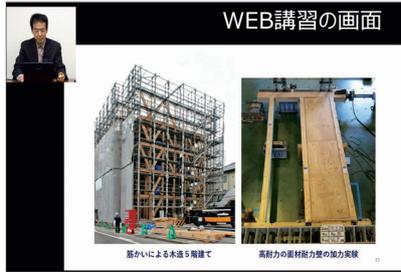
低層住宅やS造・RC造に加えて、非住宅や中高層の木造建築物(中大規模木造建築物)に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計者を育成する取組を推進する。

中大規模木造建築物の設計者向け講習会

意匠設計者及び構造設計者向けに、中大規模木造建築物の設計に関するテキストを用いた講習会をWEBや対面形式等により、全国規模で実施することで、知識・技術を習得する機会を幅広く提供。

令和5年度は、意匠及び構造(動画配信+ライブ質疑)、構造設計演習(対面、1都1府3県)の講習会を実施予定。

講習会の実施



**意匠設計者向け**

講義動画配信 (オンデマンド視聴)  
2023年 9月1日(金) ~ 1月31日(水)

動画配信講習+ライブ質疑セミナー  
2023年 10月11日(水) 10月18日(水)

**木でつくる中大規模建築の設計入門**

【講師】木造建築の設計者、意匠設計者、構造設計者、施工者、材料メーカー、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者

※R5年度講習会の案内 (抜粋)

**構造設計者向け**

講義動画配信 (オンデマンド視聴)  
2023年 9月1日(金) ~ 1月31日(水)

動画配信講習+ライブ質疑セミナー  
2023年 9月20日(水) 9月27日(水)

**木造軸組工法 中大規模木造建築の構造設計の手引き**  
(情報力度設計編)

【講師】木造建築の設計者、意匠設計者、構造設計者、施工者、材料メーカー、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者

**構造設計演習**

対面講習 (対面のみでかつ)

【対面会場】(対面会場)  
2023年 10月4日(金)~10月5日(土)  
2023年 10月31日(金)~11月1日(土)  
2023年 11月15日(金)~11月16日(土)  
2023年 12月5日(金)~12月6日(土)

【対面会場】(対面会場)  
2023年 1月9日(金)~1月10日(土)

**木造軸組工法 中大規模木造建築の構造設計演習**  
(情報力度設計編)

【講師】木造建築の設計者、意匠設計者、構造設計者、施工者、材料メーカー、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者、木材加工業者、木材流通業者、木材販売業者

設計資料の作成



木でつくる 中大規模建築の設計入門

木でつくる中大規模建築の設計入門  
発行：(公財)日本住宅・木材技術センター

(2) 中大規模木造建築物の供給促進に向けた取組み

中大規模木造建築ポータルサイト

中大規模木造建築ポータルサイト (令和3年2月17日開設) により、中大規模木造建築に関する知識・技術の習得に役立つ情報 (設計技術情報、講習会情報等) や、木造建築の実現にあたりビジネスパートナーを見つけるために役立つ情報 (担い手・サプライチェーン情報)、設計者相互の情報交流の場 (相談箱) 等のコンテンツを提供。

中大規模木造建築ポータルサイト  
~中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト~

文字サイズ ●標準 拡大 気になるワードを検索する 検索

ホーム | ポータルサイトについて | 中大規模木造建築入門ガイド | 設計技術情報 | 動画情報 | 講習会情報 | 担い手・サプライチェーン情報 | 補助金・表彰制度情報 | よくある質問 | 相談箱 (※登録者限定)

ログイン  
メールアドレス  
パスワード  
ログイン

◎登録内容の確認・変更はこちら

中大規模木造建築ポータルサイト QRコード

以下、掲載情報の抜粋

<p><b>中大規模木造建築入門ガイド</b></p> <p>➢ 中大規模木造建築の実現に必要な基礎的な情報を掲載</p> <p>発行：(一般社団法人)木を活かす建築推進協議会</p>	<p><b>設計技術情報</b></p> <p>➢ 具体事例の設計技術情報や木造設計のためのテキストを掲載</p> <p>発行：(一般社団法人)木を活かす建築推進協議会</p>	<p><b>動画情報</b></p> <p>➢ 設計講習や事例紹介の動画を掲載</p>
--	--	---